

ジェイアールバス関東株式会社旅客営業取扱規程

(昭和 63 年 4 月社達第 12 号)

改正 平成 4 年 11 月一部改正	平成 14 年 10 月一部改正
平成 15 年 12 月一部改正	平成 18 年 2 月一部改正
平成 19 年 10 月社達第 29 号	平成 21 年 7 月一部改正
平成 27 年 9 月一部改正	2023 年 4 月一部改正（社達第 10 号）
2023 年 7 月一部改正（社達第 7 号）	2025 年 3 月一部改正（社達第 8 号）
2025 年 9 月一部改正（社達第 5 号）	2025 年 10 月一部改正（公告第 3 号）
2025 年 12 月一部改正（公告第 4 号）	

目 次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 旅客運送

第 1 節 運送の引受け（第 3 条—第 13 条）

第 2 節 乗車券類の発売と効力（第 14 条—第 50 条）

第 3 節 運賃及び料金（第 51 条—第 79 条）

第 4 節 旅客の特殊取扱い（第 80 条—第 108 条）

第 5 節 手回品（第 109 条・第 110 条）

第 3 章 荷物運送（第 111 条）

第 4 章 責任（第 112 条）

第 5 章 連絡運輸・共通乗車

第 1 節 連絡運輸（第 113 条）

第 2 節 共通乗車（第 114 条—第 117 条）

附 則

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 ジェイアールバス関東株式会社一般乗合旅客自動車運送事業運送約款（昭和63年4月ジェイアールバス関東株式会社公告第3号。以下「約款」という。）に基づく旅客運送等の細部取扱方については、この規程に定めるところによる。

2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めてあるものによる。

(注1) 法令の主なものは、次のとおりである。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
- (3) 旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）

(注2) 別に定めてあるものの主なものは、次のとおりとする。

- (1) 運輸収入事務取扱規程（昭和63年4月経第10号）

(規定の解釈又は適用について疑いのある場合の処理方)

第2条 旅客の取扱上適用する規定について疑いを生じたときは、旅客の利益となるよう解釈し、又は利益となる規定を適用したのち、その詳細を営業部長に報告するものとする。

2 前項の場合であって急速な処理を必要としないときは、営業部長の指示を受けるものとする。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け

(契約の成立時期及び適用規定)

第3条 旅客との運送契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃及び料金を支払い、乗車券類契約に関する証票の交付を受けたときに成立するものとする。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めがある場合を除き、その契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客の運送の制限又は停止の実施)

第4条 天災その他止むを得ない事由により、運送の制限又は停止を行った場合は、現業機関の長（「ジェイアールバス関東組織規程」第21条の3第1項に定める高速バス統括本部の本部長及び、第22条に定める支店の長、第24条第2項に定める営業所の長）は直ちにその要旨を報告しなければならない。この制限又は停止を解除した場合も同様とする。

(不通区間の運送)

第5条 前条に規定する場合であって、不通区間に對して連絡運送の方法が講じられたとき又は迂回運転の措置が講じられたときは、その不通区間は開通したものとして旅客の取扱いをする。この場合、当該区間内着又は通過となる乗車券を所持する旅客については、迂回乗車区間における途中下車の取扱いをしないものとする。

(臨時の取扱内容の掲示)

第6条 現業機関の長は、旅客の取扱上必要のある次の各号に該当する事項を、相当の期間中旅

客の見やすい箇所に、適宜の方法によってこれを掲示するものとする。

- (1) 臨時に自動車を運転する場合は、その自動車を運行する期間、区間、発着時刻等
- (2) 特定の箇所において臨時に旅客の乗降の取扱い又は乗車券類の発売をする場合はその箇所の位置、名称、取扱期間等
- (3) 事故その他によって自動車の運転区間の一部が不通となった場合には、その不通区間、取扱条件等
- (4) 前各号のほか、旅客の取扱条件の一部を一時的に変更する場合は、その取扱内容、取扱期間等

(旅客運賃及び料金の後払扱い)

第7条 旅客運賃及び料金の支払いは、約款第6条第1項の規定によるほか、営業部長が特に認めた場合には、これを後払扱いとすることができます。

2 前項の規定により後払の取扱いを行う場合には、当該旅客と後払契約を締結するものとする。
(運賃及び料金の收受)

第8条 旅客運賃及び料金は、旅客から現金をもって、所定額を收受するものとする。ただし、営業部長が特に認めた普通旅客運賃、定期旅客運賃並びに団体旅客運賃については、小切手、定額小為替証書、普通為替証書又は郵便為替払出証書等の証券によって收受することができる。

2 前項ただし書の規定により、旅客運賃を小切手等の証券をもって收受する場合の取扱方については、現金出納事務取扱規程（平成3年4月経達第10号）の定めるところによる。

(営業キロ)

第9条 旅客運賃及び料金の計算その他旅客の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロによる。営業キロは、運賃の起算点となる停留所（以下これを「駅」という。）間のキロ程をキロ未満1位まで表示するものとし、2位以下は1位に四捨五入して設定する。

(期間の計算方)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は1日として計算する。

2 期間の計算を行う場合の期間の始期及び終期は、次の例による。

(1) 日単位の場合

3日から4日間とは、3日から6日まで

(2) 旬単位の場合

ア 6月7日から1旬とは、6月16日まで

イ 2月21日から1旬とは、2月28日（閏年の場合は29日）まで

ウ 7月11日から2旬とは、7月30日（7月30日が有効期限の場合に限る。）

又は7月31日まで

(3) 月単位の場合

ア 11月1日から1箇月間とは、11月30日まで

イ 4月15日から1箇月間とは、5月14日まで

ウ 1箇月（暦月）とは、月の初日から当月の末日まで

エ 11月30日から3箇月とは、2月28日（閏年の場合は29日）まで

※ 月の期間を計算する場合、最後の月に応答日がないときは、その月の末日が終期となる。

(乗車券類等に対する証明)

第 11 条 乗車券類等旅客の運送の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入したうえで、係員の所属箇所及び氏名を押印または自署するものとする。

(旅客等の提出する書類)

第 12 条 運送の契約に関して旅客が当社に提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載され、かつ特に定めるものについてはこれに証印（認印で証印を押す場合にあっては認印に代えて押印とすることができる。）が押印されているものでなければならないものとする。書類の記載事項の一部を訂正した場合も同様とする。

(乗車券類の紛失又は盗難の場合の取扱方)

第 13 条 現業機関の長は、未発行の乗車券類を紛失し、又はその盗難にかかった場合は、その種類、番号、数量等を財務部長に直ちに報告しなければならない。報告後に発見した場合も同様とする。

2 前項の規定は、乗車券類を発行後旅客に交付する前に所在不明となつた場合に準用する。

第 2 節 乗車券類の発売と効力

(乗車券の種類)

第 14 条 乗車券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 乗車券

ア 普通乗車券	片道乗車券	
	往復乗車券	
イ 定期乗車券	定期乗車券	通勤定期乗車券
		通学定期乗車券
	定期回数乗車券	通勤定期回数乗車券
		通学定期回数乗車券
ウ 回数乗車券	普通回数乗車券	区間式普通回数乗車券
		金券式普通回数乗車券
	通学回数乗車券	

エ 団体乗車券

(2) 自動車指定券（バス指定券、座席料金券）

(乗車券類の発売箇所)

第 15 条 約款第 7 条第 1 項に規定する「営業所等」とは、乗車券の発売を行う箇所及び当社が乗車券の発売を委託した箇所並びに営業部長が別に指定した箇所をいう。（以下本規程において同じ。）

2 発売する乗車券類の種類、発売期間、発売時間及び発売区間は、発売箇所毎に定めるものとし、これを当該営業所等に掲示するものとする。

(乗車券類の発売範囲)

第 16 条 自動車内において発売する乗車券類又は乗車後係員の請求に応じて收受する運賃は、旅客の乗車した自動車に有効なものに限って発売又は收受するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現業機関の長において必要と認め、かつ乗務員においてその取扱

いが可能であるものについては、前途の自動車に有効な乗車券類を発売し、又はその取扱いをすることができる。

(乗車券類の発売日)

第 17 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定める日に発売することができる。

(1) 普通乗車券

ア 現業機関の長において旅客が多数乗車することを予測したとき又は特に必要があると認めたときは、有効期間（約款に規定する「通用期間」を読み替えて適用する。以下同じ。）開始日の 1箇月前以内の日から

イ 乗車便の指定（日時等）を行う普通乗車券は、当該自動車が始発駅を出発する 1箇月 1 日（路線によっては、1箇月又は 30 日）前の 10 時から

ウ 東名高速線内の駅相互発着となるものについては、有効期間開始日の 1箇月 1 日前の日から

(2) 定期乗車券

ア 有効期間開始日の 7 日前以内の日から（現業機関の長において必要と認めたときは、有効期間開始日の 14 日前の日から）

イ 第 26 条の規定により定期乗車券の継続発売をするときは、有効期間開始日の 14 日前から

(3) 団体乗車券

運送引受後であって、旅客の始発駅出発日の 1箇月前の日から

(注) 乗車便の指定（日時等）をして発売する団体乗車券は、始発駅出発日の 11 日前までに発売するものとする。

(4) 自動車指定券（バス指定券）

当該自動車が、始発駅を出発する日の 1箇月 1 日前の 10 時から

(注) 自動車便の指定を受けることにより有効となる乗車券類を発売又は旅客が呈示した場合とする。

(有効期間の開始日の変更)

第 18 条 前条第 1 号の規定により前売りをした普通乗車券の有効期間の開始日は、有効期間開始前のものである場合 1 回に限って、これを申し出のあった日に発売できる範囲内の日に変更することができる。

(割引乗車券の発売)

第 19 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅行開始前に限って発売する。ただし、止むを得ないと認められる場合は、旅行開始後においてもこの取扱いをすることができる。

2 前項に定める旅客運賃割引証について不正使用したときは、割引の乗車券の発売を停止するものとする。この場合、必要と認める場合には、当該割引証及び証明書の発行停止の期間を定め、その発行者に対してその旨を通知するものとする。

(普通乗車券の発売)

第 20 条 旅客が自動車に乗車するときは、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売するものとする。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合に発売する。ただし、その経路が折り返しとなる場合、又は環状線を1周し、更に超える場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間又は経路が異なるものを除く。

2 旅客が特定の自動車便に乗車するときは、乗車する日、駅、自動車、座席及び下車駅を指定して、普通乗車券を発売する。ただし、運輸上の都合により、座席及び下車駅の指定を省略することができる。

(1) 高速バスネットによる普通乗車券の予約及び発売等の取扱いについては、別に定める高速バスネットご利用規約（平成18年3月公告第1号）の規定するところにより行う。

(2) 外部販売サイトによる普通乗車券の予約及び発売等の取扱いについては、各販売サイトの規約の規定するところにより行う。

(通勤定期乗車券の発売)

第21条 旅客が、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通勤定期乗車券を発売するものとする。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、別に定める。

(通学定期乗車券の発売)

第22条 東日本旅客鉄道株式会社の学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第6号。以下「学校及び救護施設指定取扱規則」という。）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童又は幼児が、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校等の代表者において必要事項を記入して発行した学生証または生徒証を呈示しあつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売するものとする。

(通勤通学定期乗車券の発売)

第23条 事業所と指定学校に通う旅客が、前2条に規定する書類を提出したときは、通勤定期乗車券と通学定期乗車券とを1枚をもって同時に発売することができる。

(端数の日数のある定期乗車券の発売)

第24条 第21条及び第22条の規定により1箇月又は3箇月定期乗車券を発売する場合で、旅客の利用日数等の都合により当該定期乗車券の有効期間の延長を希望するときは、当該定期乗車券の所定の有効期間に旅客が希望する端数の日数（1日以上1箇月未満）を附加して発売することができる。

(片道定期乗車券の発売)

第24条の2 旅客が、別に定める区間において、常時利用方向（券面記載乗車停留所から下車停留所に運行する自動車の運行方向をいう。）を同じくして乗車する場合で、第21条又は第22条に規定する発売条件に該当するときは、利用方向を定めた片道通勤定期乗車券又は片道通学定期乗車券を発売することができる。

(定期回数乗車券の発売)

第25条 旅客が、別に定める区間において、常時区間及び経路を同じくして乗車する場合で、第

21 条又は第 22 条に規定する発売条件に該当するときは、1 箇月間有効となる 54 券片制又は 54 回入鉄式の通勤定期回数乗車券又は通学定期回数乗車券を発売することができる。

(定期乗車券の継続発売)

第 26 条 定期乗車券（定期回数乗車券を除く。）を所持する旅客に対して、その定期乗車券の有効期間内に、これと引き換えに同一の種類、区間（原乗車券区間内的一部区間の場合を含む。）及び経路のものを発売する場合は、原定期乗車券を回収し、新たに発行する定期乗車券の発行の日からその有効期間の開始日の前日までについて原定期乗車券の残余の有効期間を移し替えて発売することができる。この場合、定期乗車券の券面及び定期乗車券購入申込書又は通学証明書の表面余白に継続して発売した証として「継続」の印を押すものとする。

(定期乗車券の予約発売)

第 27 条 定期乗車券を直ちに発行するいとまのないときその他発売上必要があるときは、次の各号に定めるところによって定期乗車券の予約発売を行うことができる。

- (1) 学生証または生徒証を呈示しつつ定期乗車券購入申込書を收受して予約の受け付けをする。この場合、定期乗車券の引渡し日時を明らかにしておくものとする。
- (2) 定期乗車券の発売は、その引渡し予定日分として収入整理のできる時間帯に行うものとする。
- (3) 旅客運賃は、特に定める場合を除き、定期乗車券を交付するときに收受する。
- (4) 定期乗車券を交付したときは、定期乗車券購入申込書又は通学証明書に交付済みの表示をする。

(区間式普通回数乗車券の発売)

第 28 条 旅客が、同一区間を多回数乗車する場合に、当該区間に有効な 11 券片の区間式普通回数乗車券を発売するものとする。

2 前項の規定によるほか、特に定めた区間にあっては区間式普通回数乗車券の券片数を変更して発売することができる。

(金券式普通回数乗車券の発売)

第 29 条 旅客が、不定区間を多回数乗車する場合に、10 円券以上の券片構成による金券式普通回数乗車券を発売するものとする。

(通学回数乗車券の発売)

第 30 条 旅客が、同一区間を多回数乗車する場合で、第 22 条に規定する通学定期乗車券の発売条件に該当するときは、当該区間に有効な 11 券片の通学用の割引普通回数乗車券を発売するものとする。

2 前項の規定によるほか、指定学校のうち、放送大学の学生及び通信教育を行う高等学校の生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校の最寄り駅までの区間を乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該区間に有効な 11 券片の通学用の割引普通回数乗車券を発売することができる。この場合に提出する旅客運賃割引証の様式及び有効期間は、旅客規則第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定によるものとする。

(団体乗車券の発売)

第 31 条 団体乗車券は、次の各号の 1 に該当し、かつ、団体として運送の引受けをしたものに対して発売するものとする。

- (1) 学生団体

指定学校の学生、生徒、児童若しくは幼児、児童福祉法第39条に規定する保育所の児童、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき開設した勤労青年学校で都道府県教育委員会が証明したものの生徒15人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、その学校等の教職員が引率するもの。ただし、付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人までとする。また、旅行業者は、当該団体旅客を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人まで毎に1人とする。

ア 幼稚園の児童、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき

イ 障害又は虚弱のため、付添いを必要と認めるとき

(2) 遺族団体

東日本旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第13号。以下「遺族割引規則」という。）第2条に規定する遺族で、同第8条に規定する戦没者遺族身分証明書を所持するもの15人以上によって構成され、責任のある代表者が引率する団体。

(3) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された15人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、前項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、普通旅客運賃を收受して団体乗車券を発売することができる。

（団体旅客が所定の人員に満たない場合の取扱方）

第32条 団体旅客の人員が、前条第1項に規定する所定の最低人員に満たない場合であっても、その不足人員に対する団体旅客運賃を支払うときは、これを団体として取り扱うことができる。

2 特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する特別支援学級を含む。）の生徒又は児童とその付添人等によって構成されたもので、当該校長が団体旅行申込書を提出したもの若しくはへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童にあっては、その生徒又は児童が15人未満のときであっても、学生団体として取り扱うことができる。

（団体構成の特殊取扱方）

第33条 第31条第1項の規定による学生団体又は普通団体に、次の各号に掲げる割引の乗車券類を購入して乗車しようとする旅客が参加することを希望する場合は、第1号及び第2号の場合を除いて全行程に対して旅客1人につき旅客運賃割引証1枚（割引証の乗車船区間欄には「団体」と記入させる。）を收受（第1号に該当する場合の旅客にあっては身体障害者手帳を、第2号に該当する場合の旅客にあっては知的障害者の療育手帳を呈示）の上、割引の乗車券類を団体乗車券によって発売し、その旅客（以下「個人割引旅客」という。）を当該団体に付加して団体旅客として取り扱うことができる。ただし、個人割引旅客が個人割引旅客を含めた団体全人員の5割を超えることはできない。

(1) 第70条の規定による身体障害者割引普通乗車券

(2) 第70条の2の規定による知的障害者割引普通乗車券

- (3) 第 71 条の規定による被救護者割引普通乗車券
- (4) 第 73 条の規定による学生割引普通乗車券
- (5) 第 76 条の規定による戦没者遺族割引普通乗車券

(団体旅客運送の申込み及び引受け)

第 34 条 第 31 条の規定により、団体乗車券を購入しようとする旅客から、その人員、行程、乗車する自動車便等その他必要な事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みがあったときは、運輸上支障のない限り当該団体旅客運送の引受けを行う。団体旅行申込書の様式及び記載方等については旅客規則第 45 条第 3 項の定めを準用する。

- 2 前項に規定する団体旅客運送の申込みは、当該団体の始発駅出発日の属する月の 12 箇月前の日から受け付けることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 31 条第 1 項第 3 号に規定する普通団体及び特に認めた場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。
- 4 前各項の規定により団体旅客運送の申込みを受け付けた場合は、適宜様式による団体旅行引受書を発行する。ただし、口頭による引受番号の通知をもって当該引受書に替えることができる。

(座席定員制又は座席指定制の自動車における団体乗車券の発売)

第 35 条 団体乗車券は、特に定める場合を除いて、座席定員制又は座席指定制の自動車についても発売することができるものとする。

(団体旅客運送の申込人員その他取扱条件の変更)

第 36 条 団体旅客申込人員その他取扱条件の変更の申し出があった場合には、運輸上支障がない限り当該団体旅客運送の引受けを承諾した引受箇所長の承諾を得た上で、その変更の取扱いをする。この場合、団体乗車券の発行後に変更するときは、当該団体乗車券の呈示を受け、所要の証明を行うものとする。

- 2 前項後段の規定により、団体乗車券の発行後に変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 日程又は下車駅の変更等の取扱いをする場合で、旅客運賃に異動を生じないときは、乗車券の券面に相当の証明をして取り扱う。
 - (2) 乗車人員の減少等旅客運賃の払戻しを必要とする場合は、乗車券の券面裏面の出札証明欄の人員減少欄又は取消欄に所要の事項を記入し、第 83 条に規定するところにより旅行終了後において払戻しの取扱いをする。
 - (3) 乗車人員の増加等旅客運賃の収受を必要とする場合又は第 1 号以外の行程変更で旅客運賃の収受若しくは払戻しを必要とする場合は、すでに発行した団体乗車券を回収して収受又は払戻しの処理をし、変更後の乗車人員等について追収又は払戻し額を合計欄に記入するとともに、記事欄に変更の事由を記入した新たな団体乗車券を発行する。
- 3 出発間際等で、前項第 3 号に規定する団体乗車券発行替えの取扱いができない場合は、団体旅客の申込人員の変更の取扱いは行わないものとする。

第 37 条 削除

(自動車指定券の発行)

第 38 条 旅客が、自動車便の指定を受けることにより有効となる乗車券類を購入又は呈示したときは、乗車する日、駅、自動車及び下車駅を指定して、自動車指定券を発行する。

(乗車券類の使用条件)

第39条 乗車券類は、その券面表示事項に従って、1回に限り使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。また、定期回数乗車券については、1日2回の使用を限度とする。

2 旅客は、乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に、前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができないものとする。

(有効期間)

第40条 乗車券類の有効期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券

1日。ただし、別に定める路線に係る乗車券は2日とする。

イ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の2倍とする。ただし、別に定める路線にあっては、その定めた期間とする。

ウ 前ア及びイにかかわらず、本社において別に契約するところにより旅行会社に発売を委託した普通船車券（以下「船車券」という。）の有効期間は、発売の日とも1箇月とする。

エ 前ア、イ及びウの規定にかかわらず、乗車日時を指定した乗車券類の有効期間は、指定を受けた自動車の当該駅出発時刻までとする。

(2) 定期乗車券

ア 定期乗車券

1箇月、3箇月及び6箇月とする。

イ 定期回数乗車券

1箇月とする。

(3) 回数乗車券

ア 区間式普通回数乗車券及び通学回数乗車券

3箇月とする。ただし、特に定めたものは6箇月とする。

イ 金券式普通回数乗車券

有効期間を定めない。

(4) 団体乗車券

発売の都度定める。

(乗車券類の入鉄)

第41条 約款第14条に規定する乗車券類への入鉄は、特に定めた区間に限り、普通乗車券、回数乗車券、定期回数乗車券及び自動車指定券に対して行うものとする。

(身分証明書の所持)

第42条 約款第15条の規定は、第73条の規定により発売した割引の普通乗車券を使用する場合に準用する。

(継続乗車)

第43条 乗車後に有効期間を経過した当該乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第39条の規定にかかわらず、これを使用

することができる。この場合、接続の関係上他の自動車便に乗り継ぐときについても継続乗車として取り扱うことができる。

(途中下車)

第 44 条 約款第 16 条の規定にかかわらず、普通乗車券を所持する旅客は、特に指定した駅に限り、券面表示以外の駅に下車した後、再び乗り継いで旅行できる取扱い（以下「途中下車」という。）をすることができる。

2 前項の規定により途中下車の取扱いをする場合は、当該乗車券の券面余白に適宜様式の途中下車印の押印又は記入を行うものとする。

(他経路乗車の取扱いの特例)

第 45 条 路線において、乗車経路が 2 途以上ある場合及び路線が並行する場合は、それらの経路経由の普通乗車券又は定期乗車券を所持する旅客に対しては、その券面に表示された経路にかかわらず、途中下車しない限り、他方の経路によって乗車させることができる。この場合、並行区間の他経路乗車のときは、その対向駅までとする。

2 前項の取扱いをする区間は、別に定める。

(区間外乗車の取扱いの特例)

第 46 条 自動車便の運行の都合により、発着区間の直通路線から、分岐する路線の一部区間を往復運転する場合は、その区間を乗車する旅客について途中下車しない限り、別に旅客運賃を收受しないで、乗車券面の区間外乗車の取扱いをすることができる。

2 前項の取扱いをする区間は、別に定める。

(回数乗車券の同時使用等)

第 47 条 大人の回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、1 券片をもって小児 2 人の乗車の取扱いをすることができる。

2 回数乗車券は、最終券片を所持する旅客と同行しない場合でも使用することができる。

(券片式定期回数乗車券の券片の効力)

第 48 条 券片式の定期回数乗車券の券片は、旅行開始前に切り離したとき、又は旅行開始後に切り離した券片を当該定期回数乗車券の表紙を所持しないで使用したときは、これを無効として回収する。

(自動車指定券の効力)

第 49 条 自動車指定券は、特に定めた場合を除き自動車便の指定を受けることにより有効となる乗車券類と同時に使用する場合に、その券面に指定された自動車便に限って乗車することができる。

(特殊な乗車券類の発売)

第 50 条 約款第 20 条に規定する特殊定期乗車券及び特殊回数乗車券は、次の各号に定めるところにより発売する。

(1) 特殊定期乗車券

旅客の利用時間帯又は利用日を限定する場合、特定地域内における路線の区間を自由に乗車しようとする場合並びに持参人式で同一区間を不定回数乗車する場合等に発売する。

(2) 特殊回数乗車券

旅客の利用時間帯又は利用日を限定する場合並びに観光割増等設定区間で地元旅客の負担を軽減する場合等に発売する。

2 前項の規定によるほか、特殊な乗車券類の効力、割引率及び発売の方法等については、設定の都度営業部長において定める。

(乗車券類の発売における支払方法の指定と対象路線)

第 50 条の 2 約款第 7 条第 5 項に規定する、乗車券類の発売における支払方法を指定する対象路線及び指定する支払方法については、別表第 5 のとおりとする。

(乗車券類を所持しない場合の支払方法の指定と対象路線)

第 50 条の 3 約款第 21 条の 2 第 1 項に規定する、所定の乗車券類を所持せず乗車した旅客が、約款第 6 条第 1 項ただし書きの規定により所定の運賃及び料金を支払うときで、支払方法を指定する対象路線及び指定する支払方法については、別表第 6 のとおりとする。

第 3 節 運 貨

(旅客から收受する運賃実施の特例)

第 51 条 旅客から收受する運賃は、約款第 22 条第 1 項の規定によるほか、普通乗車券及び団体乗車券についても、乗車時の届出運賃によらず、購入時の届出運賃により実施するものとする。
(旅客運賃の種類)

第 52 条 旅客運賃の種類は、次に定めるとおりとする。

普通旅客運賃

定期旅客運賃

定期回数旅客運賃

回数旅客運賃

団体旅客運賃

(営業キロを定めていない区間の旅客運賃)

第 53 条 営業キロを定めていない区間内の停留所において乗降する旅客に対する運賃は、その停留所の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、特に指定した停留所については、その停留所の内方（特に定めた場合には、その一方については外方とすることができます。）にある駅発又は着の営業キロによる。

(旅客の区分)

第 54 条 旅客運賃は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって收受する。

大人 12 才以上のもの

小児 6 才以上 12 才未満のもの（13 才未満の小学生を含む。）

幼児 1 才以上 6 才未満のもの（7 才未満の未就学児童を含む。）

乳児 1 才未満の小児

(幼児に対する運賃の收受)

第 55 条 約款第 23 条の規定によるほか、幼児又は乳児であっても、次の各号に該当する場合は、これを小児とみなして、旅客運賃を收受する。

(1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき

(2) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき

(3) 幼児又は乳児が、座席指定制又は座席定員制の自動車の座席を、幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき

(6歳未満の小児から小児運賃を收受する路線)

第 55 条の 2 約款第 23 条ただし書きに規定する、座席定員制又は座席指定制の自動車で 6 歳未満の小児から小児運賃を收受する路線は別表第 7 のとおりとする。

(小児の旅客運賃)

第 56 条 小児の片道普通旅客運賃、往復普通旅客運賃又は定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃、往復普通旅客運賃又は定期旅客運賃を折半して、10 円未満の端数を切り上げて 10 円単位とした額とする。

(割引の旅客運賃)

第 57 条 割引の旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、10 円未満の端数を円単位において四捨五入して 10 円単位とした額（以下この方法を「四捨五入」という。）とする。

(割引運賃の重複適用)

第 58 条 旅客運賃の割引は、特に定める場合を除いて 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について重複して旅客運賃の割引は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、特殊定期旅客運賃と公共政策的割引の定期旅客運賃の重複適用に限って、これを行うことができる。

(普通旅客運賃)

第 59 条 大人片道普通旅客運賃は、区間毎に別に定めるところによる。

2 大人往復普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、別に定める路線は、特定の額とすることがある。

(通勤及び通学の定期旅客運賃)

第 60 条 通勤及び通学の定期旅客運賃は、路線、区間毎に別に定めるところによる。この場合の大 3 箇月定期旅客運賃は、大人 1 箇月定期旅客運賃を 3 倍して 5 分引した額とし、大人 6 箇月定期旅客運賃は、大人 1 箇月定期旅客運賃を 6 倍して 1 割引した額とする。

2 大人 1 箇月定期旅客運賃算出上の基準運賃額は、当該駅間の大 1 箇月定期旅客運賃とする。

3 大人片道普通旅客運賃が設定されていない 2 以上の区間にまたがる場合の大 1 箇月定期旅客運賃は、全区間を通じた営業キロに対応する大人片道普通旅客運賃（それぞれの乗降区間の大 1 箇月定期旅客運賃の併算額がこれよりも低額となる場合は、当該併算額とする。）を基準運賃額として計算するものとする。

(通勤通学定期旅客運賃)

第 61 条 第 23 条の規定により発売する通勤通学定期旅客運賃は、当該区間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃を合算した額を、全区間往復乗車となる場合は折半した額、その他の場合は 1/4 した額とする。

(端数の日数のある定期旅客運賃)

第 62 条 第 24 条の規定により発売する端数の日数のある定期旅客運賃は、次の各号に定める計算方により算出した額とする。

(1) 1 箇月と端数の日数のある定期旅客運賃

$$\text{基準運賃額} \times (60 + \text{端数の日数の } 2 \text{ 倍}) \times (1 - \text{割引率})$$

(2) 3 箇月と端数の日数のある定期旅客運賃

$$\text{基準運賃額} \times (180 + \text{端数の日数の } 2 \text{ 倍}) \times (1 - \text{割引率}) \times 0.95$$

(片道定期旅客運賃)

第 62 条の 2 第 24 条の 2 の規定により発売する片道定期旅客運賃は、第 60 条の規定により算出した定期旅客運賃を折半した額とする。

(定期回数旅客運賃)

第 63 条 大人定期回数旅客運賃は、次の計算方により算出した額とする。

基準運賃額 × 52 × (1 - 割引率)

(区間式普通回数旅客運賃)

第 64 条 区間式普通回数旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人の区間式普通回数旅客運賃は、当該区間の大人民道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

(2) 小児の区間式普通回数旅客運賃は、当該区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

2 第 28 条第 2 項の規定により発売する特定区間の区間式普通回数旅客運賃は、別に定める。

(金券式普通回数旅客運賃)

第 65 条 金券式普通回数旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 単一金券 11 券片構成のものにあっては、券片金額を 10 倍した額とする。

(2) 数種類の金券を組み合わせたもの(セット式)にあっては、券片金額の合計額に 10 / 11 を乗じ、1,000 円又は 2,000 円とした額とする。

(3) 前 2 号によるほか、特定路線における单一金券式又はセット式の回数乗車券の券片構成及び発売額については、別に定める。

(通学回数旅客運賃)

第 66 条 第 30 条の規定により通学用の普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより、運賃の割引を行う。

(1) 第 30 条第 1 項に規定するものにあっては、区間式普通回数旅客運賃の 2 割 5 分引

(2) 第 30 条第 2 項に規定するものにあっては、次による。

ア 放送大学の学生に対しては、区間式普通回数旅客運賃の 2 割引

イ 通信教育を行う高等学校の生徒に対しては、区間式普通回数旅客運賃の 5 割引

(団体旅客運賃)

第 67 条 第 31 条の規定により団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより、普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

ア 一般線 2 割引

イ 高速線 路線毎に定めた割引率又は区間毎に定めた額

(2) 遺族団体 5 割引

(3) 普通団体 1 割引

2 前項の規定によるほか、普通団体に対しては、団体旅客(第 33 条の規定により団体に付加する個人割引旅客を含む。)が 31 人以上 50 人までのときはうち 1 人、51 人以上のときは 50 人まで毎に 1 人を加えた人員を無賃扱いとして、旅客運賃を收受しない。

(団体旅客運賃の計算方)

第 68 条 団体旅客運賃の計算方は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人あたり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を四捨五入し、これに団体旅客運賃の收受人員を乗じた額とする。

- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を四捨五入し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に前ア、イの規定によって計算した額を合計したものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定める路線にあっては、次の各号により団体旅客運賃を計算することができる。
- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたり大人普通旅客運賃に団体旅客運賃の収受人員及び割引率を差し引いた率を乗じた額を四捨五入した額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたり小児普通旅客運賃に団体旅客運賃の収受人員及び割引率を差し引いた率を乗じた額を四捨五入した額とする。
- (3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別にその全行程に対する1人あたりの普通旅客運賃に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額の合計額に、割引率を差し引いた率を乗じた額を四捨五入した額とする。
- 3 第32条第1項の規定により取り扱う場合の不足人員は、大人として計算するものとする。ただし、大人と小児との混乗の団体の場合で、小児の人員が大人の人員より多いときは、小児として計算するものとする。
- 4 第33条の規定により個人割引旅客を団体に付加して団体旅客として取り扱う場合の団体旅客運賃を計算する場合の割引率は、個人割引旅客以外の人員に対するものを適用し、個人割引旅客については、全行程の無割引普通旅客運賃から当該旅客に適用する割引率による割引額を差し引いて四捨五入した額とする。

第69条 削除

(身体障害者割引)

第70条 約款第24条第1項第1号に規定する身体障害者に対する旅客運賃の割引の取扱方は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害者に対して発売する割引の乗車券の種類及び割引率
- ア 割引の普通乗車券は、第1種身体障害者（東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。）第2条第2項別表に規定する者をいう。以下同じ。）が単独又は介護人とともに乗車する場合及び第1種身体障害者以外の身体障害者が単独で乗車する場合に発売するものとし、割引率は5割とする。
- イ 割引の定期乗車券は、大人の身体障害者が単独で乗車する場合及び身体障害者（第1種身体障害者以外の身体障害者にあっては、12才未満の場合に限る。）が介護人とともに乗車する場合に発売するものとし、割引率は3割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、割引の取扱をしない。
- ウ 前ア及びイの規程によらない場合は別表第1に定めるところによる。
- (2) 介護人に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前号の規定により身体障害者が介護人とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護人に対して発売する定期乗車券は、当該介護人が通学定期乗車券の使用資格者であると否とにかかわらず、通勤定期乗車券に限って発売するものとする。
- (3) 身体障害者である乳児又は幼児が介護人とともに乗車する場合は、約款第23条の規定を準

用し、当該身体障害者を無賃で取扱うことができる。この場合、介護人に対しては前号に規定する割引の乗車券を単独で発売するものとする。

(注1) 介護人が無賃で随伴できる幼児は、本規定を準用した身体障害者1人のみとする。

(注2) 乳児又は幼児である身体障害者が、座席指定制又は座席定員制の自動車の座席を使用する場合は、小児とみなして割引の乗車券を発売する。

(4) 前3号の規定によるほか、割引の乗車券の発行方法等については、東日本旅客鉄道株式会社の身体障害者旅客運賃割引取扱基準規程（昭和62年4月営達第8号）の定めるところにより行うものとする。

(知的障害者割引)

第70条の2 約款第24条第1項第1号に規定する知的障害者に対する旅客運賃の割引の取扱方は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 知的障害者に対して発売する割引の乗車券の種類及び割引率

ア 割引の普通乗車券は、第1種知的障害者（東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月東日本旅客鉄道株式会社公告第76号。）第2条第2項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）が単独又は介護人とともに乗車する場合及び第1種知的障害者以外の知的障害者が単独で乗車する場合に発売するものとし、割引率は5割とする。

イ 割引の定期乗車券は、大人の知的障害者が単独で乗車する場合及び知的障害者（第1種知的障害者以外の知的障害者にあっては、12才未満の場合に限る。）が介護人とともに乗車する場合に発売するものとし、割引率は3割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、割引の取扱いをしない。

ウ 前ア及びイの規程によらない場合は別表第2に定めるとところによる。

(2) 介護人に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前号の規定により知的障害者が介護人とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護人に対して発売する定期乗車券は、当該介護人が通学定期乗車券の使用資格者であると否とにかかわらず、通勤定期乗車券に限って発売するものとする。

(3) 知的障害者である乳児又は幼児が介護人とともに乗車する場合は、前条第3号の規定を準用し取り扱うものとする。

(4) 前3号の規定によるほか、割引の乗車券の発行方法等については、東日本旅客鉄道株式会社の知的障害者旅客運賃割引取扱基準規程（平成3年11月営達第47号）の定めるところにより行うものとする。

(被救護者割引)

第71条 約款第24条第1項第2号に規定する者等に対する旅客運賃の割引の取扱方は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被救護者に対して発売する割引の乗車券の種類及び割引率

ア 割引の普通乗車券の発売

学校及び救護指定取扱規則第21条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第2号の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回限り、割引の普通乗車券を発売するものとし、割引率は5割とする。

イ 割引の定期乗車券の発売

指定救護施設の被救護者が当該救護施設に通うため、区間、経路を同じくして順路によって旅行する場合で、第2号の規定に準じて旅客運賃割引証を提出したときは、割引の通勤定期乗車券（指定救護施設が指定学校の場合で第22条第1項の規定により通学証明書をあわせて提出したときは、通学定期乗車券）を発売するものとし、割引率は3割とする。

ただし、小児定期乗車券に対しては、割引の取扱いをしない。

ウ 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について1人に限って、ア及びイの規定を準用する。

エ 被救護者である乳児又は幼児が付添人とともに乗車する場合は、第70条第3号の規定を準用し取扱うものとする。

(2) 被救護者が、前号の規定によって割引乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号、指定番号、乗車区間、乗車券の種類、旅行証明書番号、被救護者の氏名及び年齢、付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢、有効期限、発行年月日、施設の所在地、名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印が押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、これを提出させるものとする。

(3) 被救護者旅客運賃割引証の様式は、旅客規則第31条第2項に規定するものによることとし、その有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(精神障害者割引)

第71条の2 約款第24条第1項第3号に規定する当社が別に定める路線及び旅客運賃の割引の取扱方とは、次の各号のとおりとする。

(1) 当社が別に定める路線

別表第3のとおりとする

(2) 精神障害者に対して発売する割引の乗車券の種類及び割引率

ア 割引の普通乗車券は、第1種精神障害者（東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第11号）第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）が単独または介護人とともに乗車する場合及び第1種精神障害者以外の精神障害者が単独で乗車する場合に発売するものとし、割引率は5割とする。

イ 割引の定期乗車券は、高速線を除く定期乗車券の設定のある路線に大人の精神障害者が単独で乗車する場合及び精神障害者（第1種精神障害者以外の精神障害者にあっては、12歳未満の場合に限る。）が介護人とともに乗車する場合に発売するものとし、割引率は3割引とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、割引の取扱いをしない。

ウ 前ア及びイの規程によらない場合は別表第4に定めるところによる。

(3) 介護人に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前号の規定により精神障害者が介護人とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護人に対して発売する定期乗車券は、当該介護人が通学定期乗車券の使用資格者であると否とにかかわらず、通勤定期乗車券に限って発売するものとする。

(4) 精神障害者である乳幼児又は幼児が介護人とともに乗車する場合は、第70条第3号の規定を準用し取り扱うものとする。

(5) 前 3 号の規定によるほか、割引の乗車券の発行方法等については、東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引取扱基準規程（2024年12月MB達第5号）の定めるところにより行うものとする。

2 (削除)

(運賃の割引の特例)

第72条 約款第24条の規定によるほか、次の各号に掲げるものにあっては、次項に規定する区間において、旅客運賃の割引を行うものとする。割引乗車券の種類、割引率及び発売方法は、次条から第76条までに定める。

- (1) 学生割引
- (2) 削除
- (3) 戦没者遺族に対する割引

2 前各号に規定する割引の取扱いは、次の各号に定める路線において適用する。

- (1) 一般路線 全線
- (2) 高速路線 特に定めた路線

(学生割引)

第73条 前条第2項に規定する路線において、国内に所在地がある学校の学生又は生徒が片道100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、当該学校の代表者が発行する学生割引証の提出又は学生証を呈示することにより、1人1回に限り、次の各号に定める割引率又は割引額により大人普通旅客運賃を割り引いた割引普通乗車券を発売するものとする。

- (1) 一般線 2割引
- (2) 高速線 路線毎に定めた割引率又は区間毎に定めた額

第74条 削除

第75条 削除

(戦没者遺族割引)

第76条 第72条第2項に掲げる路線において、遺族割引規則第2条に規定する遺族が、靖国神社に参拝のため同第4条に規定する区間を旅行する場合で、同第8条に規定する戦没者遺族旅客運賃割引証を提出したときは、普通旅客運賃について5割引した往復の割引普通乗車券を発売する。

2 前項に規定する割引普通乗車券の取扱方等については、遺族割引規則及び東日本旅客鉄道株式会社の戦没者遺族旅客運賃割引取扱基準規程（昭和62年4月営達第11号）の定めるところによる。

第77条 削除

(続行使割引)

第77条の2 別に定める路線にあっては、年末年始、お盆等の多客時において続行使（同時刻に複数の自動車を運行すること。）を運行する場合で、当該運行系統の標準的な車両装備内容等を有していない車両を使用することにより、旅客定員、座席形状、トイレの有無等アコモデー

ションに大幅な格差が生じる場合は、旅客の承諾を得た上で定率又は定額を割引いた割引普通乗車券を発売することができる。

- 2 前項の割引は、第 58 条第 1 項の規定にかかわらず、他の割引と重複して行うことができる。
(臨時の割引実施)

第 78 条 約款第 25 条の規定により、特別の運送条件を定めて割引の乗車券を発売する場合は、営業部長において当該乗車券の発売箇所、発売区間、発売期間及び効力等をその都度定めるものとし、旅客が特定されるものを除いて、これを関係の営業所等に掲示するものとする。
(乗車券の様式等)

第 79 条 乗車券の様式、券面表示事項、割引等の表示及び発行方並びにこの規程に定める乗車券類への証明の方法その他については、旅客規則及び東日本旅客鉄道株式会社の旅客営業取扱基準規程（昭和 63 年 4 月営達第 2 号）の定めを準用することとし、特に必要なものについては、営業部長が定める。

第 4 節 旅客の特殊取扱い

(使用開始後の乗車券の払戻しの特例)

第 80 条 旅客が普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車しない区間の営業キロが 100 キロメートルを超える場合に限って、既支払額から既乗車区間の普通旅客運賃（当該乗車券が割引乗車券で、既乗車区間が割引条件を満たすときは、割引の普通旅客運賃）を差し引いた残額の払戻しをすることができる。この場合、約款第 26 条第 2 項の規定による手数料を收受する。

- 2 往復乗車券の未使用券片の払戻しについては、約款第 26 条第 1 項第 1 号の規定により取り扱う。
3 表紙付き回数乗車券の使用開始後の払戻しは、旅客が当該回数乗車券の表紙を同時に提出したときに限って取り扱うものとする。

第 81 条 削除

(手数料の收受方法)

第 82 条 払戻しその他の取扱いをする際に收受する手数料額は、原乗車券類の券片を単位として計算する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 往復の普通乗車券を往片と復片の両券片について同時に払戻しの取扱いをするときは、1 枚の手数料とする。
- (2) 2 区間以上の定期乗車券又は異種の定期乗車券を 1 枚で発行したものを取り扱う場合は、1 枚の手数料とする。
- (3) 回数乗車券及び定期回数乗車券は、全券片について取り扱う場合と一部券片について取り扱う場合とにかくわらず 1 枚の手数料とする。
- (4) 団体乗車券は、1 枚の手数料とする。
- (5) 高速バスネット等の予約発券システムにより発売する乗車券、補充券及び旅行会社で発売する船車券等で、2 以上の旅客に 1 葉で発行したものについて取り扱う場合は、取扱人員数に対する手数料とする。

(団体旅客の減少人員に対する取扱方)

第 83 条 団体旅客の人員が、団体乗車券の発行後で自動車の乗車前に減少した場合で、第 36 条の規定による変更のいとまのないときは、当該団体乗車券をそのまま使用させ、係員において乗車券裏面改札証明欄に乗車人員の証明を行う。この場合は、旅行終了後当該証明（又は第 36 条第 2 項第 2 号の規定による証明）を確認の上、減少人員（減少により団体構成の最低人員に満たなくなるときはその最低人員までの減少した人員とし、また、減少人員が券面表示人員の 3 割を超えるときは 3 割までの人員とする。）分について、旅客運賃の払戻しをするものとする。

2 団体旅客の減少した人員に対する旅客運賃の払戻しは、すでに収受した団体旅客運賃から、減少した人員を除外して算出した団体旅客運賃及び約款第 26 条第 2 項に規定する団体乗車券 1 枚についての手数料を差し引いた額を払い戻すものとする。

(割増運賃の収受)

第 84 条 約款第 27 条の規定によるほか、次の各号の 1 に該当する場合は、当該各号に定めるところにより、普通旅客運賃及び割増運賃を収受するものとする。

(1) 区間の連続していない 2 以上の回数券を使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したときは、全券片を無効として回収の上、各券片に表示された区間と区間外とを通じた区間に応する普通旅客運賃及びこれと同額の割増運賃を当該旅客から収受するものとする。この場合、使用済みの券片（使用済み券片数の異なるときは、使用済み券片数の少ない方の券片）に対して 1 券片毎に 1 回ずつ乗車したものとして計算する。

(2) 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、その超過人員又は大人だけの分の普通旅客運賃及びこれと同額の割増運賃をその団体申込者から収受する。

(定期乗車券不正使用の割増運賃の収受方)

第 85 条 定期乗車券不正使用の場合で、それが約款第 27 条第 2 項各号のうち 2 以上に該当し、かつ、収受する旅客運賃計算の区間及び期間が重複するときは、旅客運賃の最も高額となるものによってこれを処理するものとする。

(乗車券不正使用旅客の処理方)

第 86 条 乗務員が車内において乗車券の不正使用旅客を発見した場合で、その処理が困難であるとき、又は旅客が乗務員の請求による旅客運賃の支払いをしないときは、当該旅客の住所、氏名を確認の上、最近の停留所に下車させ、これを営業所等に引き継ぐものとする。

(旅客運賃及び割増運賃等の減免)

第 87 条 約款第 27 条及び第 84 条の規定により、旅客から収受する旅客運賃及び割増運賃は、現業機関の長において特に認めた場合にはその額を減免することができる。なお、その詳細については速やかに営業部長及び財務部長に報告するものとする。

(乗車変更等の場合の旅客運賃の計算方)

第 88 条 乗車変更等の取扱いをする場合の旅客運賃の計算については、特に定める場合を除き、乗車券類の発売の際の旅客運賃の計算に関する規定を適用する。

(払戻し請求権行使の期限)

第 89 条 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができないものとする。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 90 条 区間、経路、座席数及び発売日等に制限のある種類の割引乗車券又は回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いはしないものとする。この場合は、当該取扱いをしない区間については、別途乗車としてその区間にに対する相当の旅客運賃を收受して取り扱う。

(乗車券類の変更)

第 91 条 普通乗車券及び回数乗車券に発行された自動車指定券を所持する旅客については、特に定める場合を除き使用開始前にあらかじめ係員の承諾を得た上で、1回に限り、当該乗車券からこれと同種の他の乗車券に変更の取扱いをすることができる。この場合は、原乗車券類に対する既に收受した旅客運賃と変更する乗車券類に対する旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払戻しをする。

2 前項の規定により旅客運賃を計算する場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間にに対する旅客運賃を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

(区間変更)

第 92 条 普通乗車券を所持する旅客に対する使用開始後の区間変更の取扱方は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、原乗車券が割引の乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）の場合は、前条第2項の規定を準用して行う。

(1) 乗越し

約款第 28 条第 3 項に規定するところにより取り扱う。

(2) 方向変更（着駅を当該着駅と異なる方向の駅への変更）及び経路変更（乗車経路を当該経路と異なる経路への変更）

変更区間にに対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗区間にに対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払戻しをしない。

(団体乗車券変更)

第 93 条 使用開始後の団体乗車券の区間変更は、約款第 28 条第 2 号に規定する乗越しに限って取り扱う。

2 団体旅客の一部人員から乗車区間の変更の申し出があったときは、団体乗車券の券面区間以外の区間にに対して、別に普通旅客運賃を收受して取り扱う。

(指定を受けた乗車便に乗り遅れた場合の特例)

第 93 条の 2 第 40 条第 1 号エの規定により無効となった乗車券類を所持する旅客から、乗り遅れの申し出があったときは、旅客が所持する乗車券と同一系統かつ同一区間を運行する当日の後続便に空席がある場合に限り当該乗車券類を有効として取り扱うことができる

2 旅客が所持する乗車券の購入額と後続便との運賃を比較して不足を生じる場合は不足額を收受し、過剰が発生する場合は過剰額の払い戻しは行わない。

3 後続便に同一区間がない場合は最寄り停留所への乗車取り扱いも可能とする。

4 前各項の規定は、第 49 条に規定する自動車指定券の交付により有効期間を指定された乗車券類にも適用する。

(乗車券類紛失の場合の取扱方の特例)

第 94 条 約款第 29 条の規定により取り扱った場合で、紛失した乗車券類が高速線内の普通乗車

券であるときは、旅客の請求に基づき、係員において、取扱区间、取扱期日を記入し、駅名小印を押印又は係員名を自署した再收受証明書（又は紛失証明書）を旅客に交付することができる。

2 前項の規定によって普通旅客運賃を支払った旅客が乗車券類を発見した場合で、その乗車券類と再收受証明書（又は紛失証明書）とを発売窓口に提出したときは、再購入した乗車券類1枚につき、約款第26条第2項の規定による手数料を收受して旅客運賃の払い戻しをする。

3 前2項の規定は、団体乗車券を紛失した場合の取扱いについて準用する。

（誤乗の場合の乗車券に対する証明）

第95条 約款第30条の規定により、誤乗の取扱いをする場合は、係員において旅客の所持する乗車券の券面に「誤乗」と記入し、かつ係員名を自署の上、当該乗車券有効の証明を行うものとする。

（乗車券類誤回収の場合の取扱方）

第96条 旅客が前途に有効の乗車券類を運賃箱に投入した場合は、係員においてその事実を確認の上、適宜の方法により誤回収の証明を行い、最寄りの自動車線駅又は営業所等に引き継ぐものとする。

2 前項により引き継ぎを受けた自動車線駅又は営業所等は、当該乗車券類を捜索し、速やかにこれを旅客に引き渡すものとする。

3 接続等の関係で、前項の取扱いをするいとまのないときは、次の各号に定める取扱いをするものとする。

(1) 旅客の所持する乗車券等により誤回収乗車券類の表示事項が確認できる場合には、前途の区間に對し一般的の例により補充券を発行（記事欄に「ワンマン誤回収」と記入する。）し、これを旅客に交付する。ただし、営業所等において当該取扱いができる場合に限る。

(2) 誤回収乗車券類の表示事項が確認できない場合及び前号の取扱いができない場合には、旅客の住所、氏名を確認の上前途の区間に對する乗車券類を別に購入して旅行を継続するよう案内する。この場合、誤回収乗車券類を発見したときは、当該乗車券類の前途区間に對する旅客運賃の無手数料払戻しの措置を講ずるものとする。

（不乗の場合の取扱方）

第97条 2以上の旅客について1葉で発券した乗車券を所持する旅客から、使用開始前に券面表示の全区間に對する一部人員不乗の申告があった場合には、係員において、当該乗車券面余白に「バス区間不乗何名」の例により記入、証明し、発売箇所で払い戻しを受けるよう案内する。この場合、発売箇所では当該証明に基づき、約款第26条及び第82条に定めるところにより所定の払戻し手数料を收受の上、旅客運賃の払戻しの取扱いを行うものとする。

2 前項に規定する証明は、混雑のため、乗車予定便が著しく遅延する等の事由により、旅客から券面表示の自動車に乗車しない旨の申し出があった場合に準用する。ただし、この場合の旅客運賃の払戻しは手数料を收受しないで取り扱うものとする。

3 前各項の取扱いによる払戻し額は、原乗車券が割引の旅客運賃によるものであるときは、特に定める場合を除いて、不乗区間（又は人員）に対する当該割引の旅客運賃額とする。

（定期乗車券の種類又は区間変更の場合の取扱方）

第98条 約款第33条に規定する定期乗車券の種類又は区間の変更は、新たな種類又は区間に對する定期乗車券購入申込書又は通学証明書を收受し、新たに定期乗車券を発売する。

2 第 26 条の規定により継続発売をした定期乗車券についてその有効期間前に前項の取扱いの請求があった場合には、期間前有効期間（当該定期乗車券に移し替えた期間）については、旅客運賃の追収又は払戻し額を計算するときの有効期間及び残有効期間にはこれを算入しないものとする。

(乗車券の再交付等の取扱方)

第 99 条 日付印の誤捺、券面表示事項の誤記入、旅客運賃の誤計算その他誤発行した定期乗車券、定期回数乗車券及び回数乗車券を発見した場合又は旅客から申告があった場合には、約款第 34 条の規定にかかわらず、別に手数料を收受しないで当該乗車券を回収の上再交付の取扱いを行うものとする。この場合、新たに発行する定期回数乗車券及び回数乗車券にあっては、すでに使用した回数相当分に入銘し又は使用済みの券片に相当するものを切り離して交付する。

2 前項の規定により乗車券を再交付する場合で、旅客運賃に異動を生ずるときは、不足額は收受し、過剰額は払戻しする。

3 前各項の規定は、使用開始前の団体乗車券に準用する。

4 使用開始後の普通乗車券及び団体乗車券で誤発行の事実を発見したときは、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 旅客運賃の收受を必要とするものにあっては、係員において不足額を收受する。
- (2) 旅客運賃の払戻しを必要とするものにあっては、係員において券面にその要旨を記入、証明の上、発行箇所で払戻しの取扱いを受けるよう案内する。

(駅の移転、廃止等による旅客運賃の払い戻し)

第 100 条 約款第 36 条第 1 項第 1 号に規定する取扱いは、駅の移転、廃止、路線の休廃止、事業計画の変更等旅客の責任とならない事由によってこれを使用することができなくなったため、旅客の所持する乗車券類について払戻しの請求があった場合の取扱いについて準用する。この場合営業所等への掲示は、約款第 36 条第 2 項の規定にかかわらず、乗車券類を無効とする日の少なくとも 7 日前から行うものとする。

2 第 98 条第 2 項の規定は、約款第 36 条及び前項の規定により払戻しをする定期乗車券が継続発売のものであるときの払戻し額を計算する場合に準用する。

(運賃の変更の場合の取扱いの特例)

第 101 条 運賃を変更した場合における変更前に購入した乗車券類を変更後もそのまま有効とする取扱いは、約款第 37 条の規定によるほか、普通乗車券及び団体乗車券についても適用する。(規定の準用)

第 102 条 第 98 条第 2 項の規定は、約款第 38 条の規定により払戻しをする定期乗車券が継続発売のものであるときの払戻し額を計算する場合に準用する。

(運行中止の場合の旅客に交付する証票の取扱方)

第 103 条 運行中止の場合の自動車に乗車中の旅客に対して、約款第 39 条各項の規定により交付する証票については、係員において、次の各号に定めるところにより、旅客の所持する乗車券類券面余白への証明を持って当該証票交付に代えることができるものとする。これにより難い場合は営業部長の指示を受けるものとする。

(1) 払戻しを受けることができることの証明

「〇〇・〇〇間事故 不乗証」

(2) 券面表示区間を乗車することができることの証明

「事故 原券1回に限り有効」

(旅行中止の場合の旅客運賃の払い戻し)

第104条 約款第39条第1項第1号の規定により払い戻しをする場合で、当該乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、当該割引の旅客運賃により計算した額を払い戻しするものとする。

2 約款第39条第2項第1号の規定は、団体乗車券所持旅客に対しても準用するものとする。

第105条 削除

(運行不能による乗車券類の有効期間延長の取扱方)

第106条 約款第40条第1項各号の規定により、旅客から有効期間延長の請求を受けたときは、当該乗車券類の券面表面に「何月何日まで有効期間延長」と記入証明するものとする。

(東名高速線及び同夜行便運行不能の場合の特殊取扱方)

第107条 削除

(運行中止の場合の乗車券類に対する証明の取扱箇所)

第108条 約款第39条、同第40条、第103条、第106条及び前条に規定する証明等の取扱いは、当該事実の発生した自動車の乗務員において、また、乗務員において対応することが困難な場合には、最寄りの自動車線駅又は営業所等において行う。

第5節 手回品

(無料手回品の特例)

第109条 約款第43条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、運輸上支障を生ずるおそれがないと認めるときに限り、無料手回品として車内に持ち込ませることができる。ただし、営業部長が区間を特定して当該各号の一部について持ち込みを制限した場合を除く。

- (1) 運動用具又は娯楽用具であって、長さが制限を超えるときでも、2メートル程度までのものであるとき。
- (2) 旅客の携帯する物品であって、容積又は総重量が制限を超えるときでも、トランクルーム等の設備を有する車両で運行し、当該トランクルームに収納できる場合で、別表第8に定める路線ごとの制限を超えないとき、又車内において網棚、腰掛の下部等に収納することができ、座席又は通路を塞がないと認められる程度のものであるとき。
- (3) 折り畳んだ車椅子であって、容積又は総重量が制限を超えるときでも、その長さ及び高さが1メートル、幅が30センチメートル程度のものであるとき。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定めた盲導犬であって、ハーネス（引具）及び口輪を装着し、盲導犬使用者証を所持した使用者本人が伴っているものであるとき。
- (5) サーフボードであって、次により車内に持ち込むとき。
 - ア 専用の袋（帆布製等）に収納したもの
 - イ 長さ2メートル程度以内のもの

(有料手回品料金等)

第110条 有料手回品料金は、旅客の1回乗車毎に、別表第9に定める料金を收受する。

2 普通手回品切符の様式は、別に定める。

第3章 荷物運送

(適用除外)

第111条 約款第47条から同第53条まで及び同第57条の規定は、適用しないものとする。

第4章 責任

(責任)

第112条 約款第54条から同第56条まで及び同第63条の規定により、旅客に対し損害賠償の責に任ずる場合の取扱方等については、本社において別に定めてあるものによる。

第5章 連絡運輸・共通乗車

第1節 連絡運輸

(連絡運輸の取扱い)

第113条 旅客の連絡運輸の取扱いは、当社の路線と関係運送事業者の鉄道線、自動車線及び航路線等との間において行うものとし、その取扱区間、接続駅、乗車券の種類、発売条件、運賃及び料金、乗車券の効力、様式及び発売方法その他の取扱いについては、その都度定めるものとする。

第2節 共通乗車

(共通乗車の範囲)

第114条 約款第64条に規定する共通乗車の取扱いを行う相手運輸機関及び区間並びに乗車券の範囲は、共通乗車契約によるものとする。

(乗車変更の取扱制限)

第115条 前条に規定する共通乗車区間においては、方向変更及び経路変更の取扱いはしない。

(旅客運賃及び料金の払い戻し)

第116条 自動車の運行不能等により運行を中止した区間に對して、発行した証票又は係員の不乗証明等によって払戻しをするときは、特に定める場合を除いてこれを発行した運輸機関においてその払戻しを行うものとする。

(共通乗車券の実施に伴う旅客運賃の清算方)

第117条 共通乗車の実施に伴う旅客運賃の精算方等については、関係の運輸機関との共通乗車契約によるものとし、当該契約に特に定めない場合には、別に定める共通乗車の清算に関する標準（昭和63年4月制定）によるものとする。

附 則

この規程は、2023年7月1日から実施する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、2025年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、2025年11月1日から実施する。

附 則

この規程は、2026年1月1日から実施する。ただし、第109条及び第110条については2026年2月1日から、別表第3及び別表第4の「東京～境町線」については2026年1月1日から、別表第3の「東京～知立・刈谷・太田川・名古屋線」については2026年1月15日から適用する。

別表第1（第70条第1項第1号ウ）

第70条第1項第1号に定める「身体障害者に対して発売する割引の乗車券の種類及び割引率」について、同号ア及びイの規程に基づかない取扱いをする路線及び取扱方は下表のとおりとする。

路線名	乗車券 の種別	種別ごとの割引対象者及び割引率			
		第1種		第2種	
		本人	介護人	本人	介護人
銀座・東京～成田空港線	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
東京～いわき線	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
白河市循環バス「こみねっと」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	別に定める運賃表に基づく			
那須塩原市地域バス「ゆーバス」	普通	5割	5割	5割	なし
	定期	別に定める運賃表に基づく			
佐野市生活路線バス「さーのって号」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	別に定める運賃表に基づく			
古河市循環バス「ぐるりん号」	普通	10割	10割	10割	10割
	定期	設定なし			
匝瑳市内循環バス	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
草津温泉町内巡回バス	普通	なし	なし	なし	なし
	定期	設定なし			
諏訪湖周スワンバス	普通	5割	なし	5割	なし
	定期	設定なし			
下諏訪町循環バス「あざみ号」	普通	5割	なし	5割	なし
	定期	設定なし			
岡谷市「シルキーバス」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
伊那市市街地循環バス「イーナちゃんバス」	普通	なし	なし	なし	なし
	定期	設定なし			
伊那市協議会系統「藤沢線・長谷線」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
伊那市定住自立圏バス路線「伊那本線」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	なし	なし	なし	なし

別表第2（第70条の2第1項第1号ウ）

第70条の2第1項第1号に定める「知的障害者に対して発売する割引の乗車券の種類及び割引率」について、同号ア及びイの規程に基づかない取扱いをする路線及び取扱方は下表のとおりとする。

路線名	乗車券 の種別	種別ごとの割引対象者及び割引率			
		第1種		第2種	
		本人	介護人	本人	介護人
銀座・東京～成田空港線	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
東京～いわき線	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
白河市循環バス「こみねっと」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	別に定める運賃表に基づく			
那須塩原市地域バス「ゆーバス」	普通	5割	5割	5割	なし
	定期	別に定める運賃表に基づく			
佐野市生活路線バス「さーのって号」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	別に定める運賃表に基づく			
古河市循環バス「ぐるりん号」	普通	10割	10割	10割	10割
	定期	設定なし			
匝瑳市内循環バス	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
草津温泉町内巡回バス	普通	なし	なし	なし	なし
	定期	設定なし			
諏訪湖周スワンバス	普通	5割	なし	5割	なし
	定期	設定なし			
下諏訪町循環バス「あざみ号」	普通	5割	なし	5割	なし
	定期	設定なし			
岡谷市「シルキーバス」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
伊那市市街地循環バス「イーナちゃんバス」	普通	なし	なし	なし	なし
	定期	設定なし			
伊那市協議会系統「藤沢線・長谷線」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
伊那市定住自立圏バス路線「伊那本線」	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	なし	なし	なし	なし

別表第3（第71条の2第1項第1号）

第71条の2第1項第1号に定める「当社が別に定める路線」は下表のとおりとする。

種別	都県別	路線
一般線	福島県	白棚線
	栃木県	塩原本線、祖陽が丘団地循環線、市塙・赤羽工業団地線
	茨城県	霞ヶ浦線、南筑波線、東古河線
	群馬県	草津高原線、碓氷線
	千葉県	多古本線、栗源線、南房州本線、洲の崎線
	東京都	東京港フェリーターミナル線
	長野県	碓氷線、高峰高原線、和田峠北線、高遠線
(契約輸送)	福島県	白河市循環バス「こみねっと」
	栃木県	那須塩原市地域バス「ゆーバス」 宇都宮市清原工業団地内循環線、清原台・ゆいの杜循環線 佐野市生活路線バス「さーのって号」
	茨城県	古河市循環バス「ぐるりん号」
	千葉県	匝瑳市内循環バス
	長野県	諏訪湖周スワンバス、下諏訪町循環バス「あざみ号」 岡谷市「シルキーバス」、伊那市協議会系統「藤沢線・長谷線」 伊那市定住自立圏バス路線「伊那本線」
高速線	新宿・東京～仙台線、新宿・東京～佐野線、東京～境町線 東京～日立線、東京～水戸線、東京～つくばセンター・筑波大学線 東京・新宿～伊香保・草津線 東京・新宿～伊勢崎・前橋駒形線 東京～飯能線 東京・新宿～館山・安房白浜線 銀座・東京～成田空港線 新宿～佐久・小諸線 大阪・京都～長野・小諸線 東京・新宿～静岡・浜松・名古屋線（昼行） 東京・新宿～名古屋・岐阜線（夜行） 東京～知立・刈谷・太田川・名古屋線 東京・新宿～中津川・可児線 東京～清水線 新宿・渋谷～新静岡・静岡線 東京・新宿～御殿場アウトレット線 東京・新宿～京都・大阪線（昼行） 東京・新宿～京都・大阪・三宮線（夜行） 東京・新宿～徳島・阿南線	

別表第4（第71条の2第1項第2号ウ）

第71条の2第1項第1号に定める「当社が別に定める路線」のうち、同条同項第2号に定める「精神障害者に対して発売する割引の乗車券の種類及び割引率」について、同号ア及びイの規程に基づかない取扱いをする路線及び取扱方は下表のとおりとする。

路線名	乗車券 の種別	種別ごとの割引対象者及び割引率			
		第1種		第2種	
		本人	介護人	本人	介護人
銀座・東京～成田空港線	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	設定なし			
新宿・東京～佐野線 東京～境町線 東京～つくばセンター・筑波大学線 東京・新宿～館山・安房白浜線	普通	5割	5割	5割	なし
	定期	なし	なし	なし	なし
	普通	5割	5割	5割	5割
白河市循環バス「こみねっと」	定期	別に定める運賃表に基づく			
	普通	5割	5割	5割	なし
那須塩原市地域バス「ゆーバス」	定期	別に定める運賃表に基づく			
	普通	5割	5割	5割	なし
宇都宮市清原工業団地内循環線 清原台・ゆいの杜循環線	普通	5割	なし	5割	なし
	定期	大人3割	なし	大人3割	なし
	普通	5割	5割	5割	5割
佐野市生活路線バス「さーのって号」	定期	別に定める運賃表に基づく			
	普通	10割	10割	10割	10割
古河市循環バス「ぐるりん号」	定期	設定なし			
	普通	5割	5割	5割	5割
匝瑳市内循環バス	定期	設定なし			
	普通	5割	5割	5割	5割
諏訪湖周スワンバス	定期	設定なし			
	普通	5割	なし	5割	なし
下諏訪町循環バス「あざみ号」	定期	設定なし			
	普通	5割	なし	5割	なし
岡谷市「シルキーバス」	定期	設定なし			
	普通	5割	5割	5割	5割
伊那市協議会系統「藤沢線・長谷線」	定期	設定なし			
	普通	5割	なし	5割	なし
伊那市定住自立圏バス路線「伊那本線」	定期	設定なし			
	普通	5割	5割	5割	5割
	定期	なし	なし	なし	なし

別表第5（第50条の2）

第50条の2に定める、乗車券類の発売における支払方法を指定する対象路線及び指定する支払方法については、下表のとおりとする。

対象路線	指定する支払方法
なし	なし

別表第6（第50条の3）

第50条の3に定める、所定の乗車券類を所持せず乗車した旅客が、約款第6条第1項ただし書きの規定により所定の運賃及び料金を支払うときで、支払方法を指定する対象路線及び指定する支払方法については、下表のとおりとする。

対象路線	指定する支払方法
新宿・東京～佐野線、 新宿～佐久・小諸線	クレジットカード 交通系 IC カード

別表第7（第55条の2）

第55条の2に定める、座席定員制又は座席指定制の自動車で6歳未満の小児から小児運賃を收受する路線は、下表のとおりとする。

対象路線
なし

別表第8（第109条第1項第2号）

第109条第1項第2号に定める制限は、下表のとおりとする。

条件	路線	制限
トランクルーム等の設備を有する車両で運行し、当該トランクルームに収納できる場合	東京・新宿～京都・大阪線（昼行）	総重量 10 kg以内 3辺の和 1.5m以内 長さ 1.5m以内
	東京・新宿～京都・大阪・三宮線（夜行）	総重量 30 kg以内 3辺の和 1.58m以内 長さ 1.5m以内
	銀座・東京～成田空港線	総重量 30 kg以内 3辺の和 2.5m以内 長さ 2.0m以内
	その他の路線	総重量 30 kg以内 3辺の和 2.5m以内 長さ 2.0m以内

別表第9（第110条第1項）

第110条第1項に定める、旅客の1回乗車毎の有料手回品料金及び適用対象路線は下表のとおりとする。

区分	料金	適用対象路線
一般線	1個について 50 円	なし
高速線	1個について 500 円	なし

